



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*53 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の7中「第42条の15第6項」を「第42条の15第7項」に改める。

第6条中「及び第2項」を「から第3項まで」に改める。

第6条の2見出し中「第42条の24第4項」を「第42条の24第5項」に改め、同条第1項中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第42条の24第4項」を「第42条の24第5項」に改め、同条第2項中「第42条の24第4項」を「第42条の24第5項」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第13条関係)

不 動 産 取 得 税 申 告 書

整理番号

県税事務所長 様

年 月 日

※共有の場合は、全員の住所及び氏名を記載し、押印するとともに、各人の持分を氏名の後に括弧書きで記入してください。

住所 (所在地)

氏 名 (名称)

印

生 年 月 日

電 話 番 号

個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号の記入欄

和歌山県税条例 (以下「条例」という。) 第 42 条の 19 の規定により、次のとおり申告します。

Table with columns for district, location, acquisition reason, date, land/structure type, usage, area, registration date, and owner details.

備 考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号...
2 「取得原因」、「地目又は構造」及び「用途又は種類」の欄は、該当する箇所を○で囲んでください。
3 住宅部分がある家屋は、住宅部分の面積を「地積又は床面積」の欄に記入してください。

別記第4号の2の様式中

次のとおり、和歌山県税条例	第42条の24 第42条の27	第1項 第2項 第2項	の規定による不動産取得税の	減額 還付	を申請します。	を
---------------	--------------------	-------------------	---------------	----------	---------	---

次のとおり、和歌山県税条例	第42条の24 第42条の27	第1項 第2項 第3項 第2項	の規定による不動産取得税の	減額 還付	を申請します。	に改める。
---------------	--------------------	--------------------------	---------------	----------	---------	-------

別記第9号の5様式中

定置場		取得年月日	. . .	種別		を
用途及び使用目的						

定置場		取得年月日	. . .	種別・用途		に改める。
使用目的						

別記第9号の6様式中

定置場		登録車両	新車 中古車	登録(予定) 年 月 日		種別 排気量		を
用途及び使用目的								

定置場		登録車両	新車 中古車	登録(予定) 年 月 日		種別・用途 排気量		に改める。
使用目的								

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。